

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日は、その
翌日)

目 次

◇規 則 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

◇告 示 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額

◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十九号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

区	分	金 額	
		金	額
一 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）による予防接種又は健康診断	BCC経皮接種	一人一回につき	二百二十六円
	エックス線間接写真診断	一人一枚につき	四十五円
	精密検査	一人一枚につき	五十五円
二 一件二十人以上の集団検査又は学校若しくは社会福祉施設の給食従事者の検査	腸内細菌培養検査	一人一件につき	三百六十円
		ただし、エックス線直接写真診断を省略した場合にあつては、	百五十七円

附 則

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百七号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（昭和四十四年三月鳥取県条例第九号）第二条の規定に基づき、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額を次のように定め、昭和五十年四月一日から施行する。

昭和四十四年三月鳥取県告示第二百九号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）は、昭和五十年三月三十一日限り、廃止する。
昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例第二条の規定による知事が定める額は、昭和三十三年厚生省告示第七十七号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）の別表第四診療報酬点数表（乙）又は別表第二歯科診療報酬点数表により算定した額（診療料又は基本診察料に係る額を除く。）の六割の額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる検査及び診断については、それぞれに定める額とする。

- 一 ツベルクリン反応検査 一 検査につき 八十三円
- 二 レントゲン診断
- イ エックス線間接写真診断（六十ミリメートル） 一枚につき 百六十円
- ロ エックス線間接写真診断（七十ミリメートル） 一枚につき 二百円
- ハ 胃ガン集団検診 一件につき 八百円

企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「四千五百円」を「四千九百円」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十年四月一日から施行する。

器具備償 及び 工器具備 引当金	建設仮勘定	その他有形固 定資産	その他有形固 定資産減価 引当金	無形固定資産	借地権 地上権 施設利用権 電話加入権 その他無形固 定資産	投資 有価証券 出賃貸付金 長期貸付金	基金 その他投資
						一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金	

(2) 流動資産

科目	款	項	目	節	備考
流動資産	現金預金	現金			
	未収金	現預金 営業未収金 営業外未収金 その他未収金			
	有価証券 貯蔵品	一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金			
	短期貸付金	未経過保険料 その他前払費			
	前払費用	前渡資金 前払金			
	前払金	前渡資金 前払金			
	その他流動資産				

(3) 繰延勘定

科目	款	項	目	節	備考
繰延勘定	前払費用 企業債発行差 金 開 退職給与費 試験研究費 災害損失				

負債の部

(4) 固定負債

科目	款	項	目	節	備考
固定負債	企業債 他会計借入金 引当金	退職給与金 修繕引当金			
	その他固定負債				

(5) 流動負債

科目	款	項	目	節	備考
流動負債	一時借入金 未払金 未払費用 未前受金 その他流動負債	営業未払金 その他未払金 営業前受金 営業外前受金 その他前受金			

資本の部

(6) 資本金

科目	款	項	目	節	備考
資本金	自己資本金 借入資本金	企業債 他会計借入金			

(7) 剰余金

科目	款	項	目	節	備考
剰余金	資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金			
	利益剰余金	減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金 (繰越欠損金 年度未残高) 当年度純利益 (当年度純損失)		

収益の部

(8) 収益

科目	款	項	目	節	備考
収益	施設収益 観事	営業収益 営業外収益			

(9) 費用

科目	款	項	目	節	備考
費用	観事施設費用	営業費用 営業外費用			

図表第11号「別表第二」や「別表第二(第五十条関係)」に該当。
 図表10号第1号「第1号様式」や「第1号様式(第16条、第66条関係)」
 に該当。
 図表11号第2号「第2号様式」や「第2号様式(第10条、第66条関係)」
 に該当。
 図表12号第3号「第3号様式(その1)」や「第3号様式その1(第7条、

- 第17条、第66条関係)」及び「第3号様式(その2)」及び「第3号様式その2(第7条、第17条、第66条関係)」並びに
 第18条、第26条、第66条関係)」及び「第5号様式(その2)」及び「第5号様式その2(第7条、第18条、第26条、第66条関係)」並びに
 第19条、第27条、第42条、第62条、第66条関係)」及び「第9号様式(その1)」及び「第9号様式その2(第7条、第27条、第42条、第62条、第66条関係)」並びに
 第20条、第20号様式)及び「第10号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第21条、第21号様式)及び「第11号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第22条、第22号様式)及び「第12号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第23条、第23号様式(その1)」及び「第13号様式(その1)」及び「第13号様式(その2)」及び「第13号様式(その3)」及び「第13号様式(その4)」及び「第13号様式その4(第10条、第56条、第66条関係)」並びに
 第24条、第24号様式)及び「第14号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第25条、第25号様式)及び「第15号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第26条、第26号様式)及び「第16号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第27条、第27号様式)及び「第17号様式(第10条、第42条、第48条、第66条関係)」並びに
 第28条、第28号様式)及び「第18号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第29条、第29号様式)及び「第19号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第30条、第30号様式)及び「第20号様式(第10条、第66条関係)」並びに
 第31条、第31号様式)及び「第21号様式(第11条、第56条、第66条関係)」並びに
 第32条、第32号様式)及び「第22号様式(第11条、第66条関係)」並びに
 第33条、第33号様式)及び「第23号様式(第11条、第66条関係)」並びに

係)」に改める。
 第二十四号様式を次のように改める。

第24号様式(第16条、第17条、第25条、第31条、第33条の2、第66条関係)表面

納入通知書・領収書

納入者 住所氏名		年度		事業会計	
番号		項目		業	
目		節		円	
金額	百万	千	円		

ただし、

上記の金額を昭和 年 月 日まで納
 入してください。
 納付場所

年 月 日 名 団
 鳥取県知事 氏
 上記の金額を領収しました。
 年 月 日 店 ④
 銀行

副込カード

表記の金額を領収したので通知します。

年 月 日 銀行 店 ④

領収済通知書

納入者 住所氏名		年度		事業会計	
番号		項目		業	
目		節		円	
金額	百万	千	円		

ただし、

上記の金額を領収したので通知します。

年 月 日 銀行 店 ④
 鳥取県企業局企業出納員 殿

3枚接続複写式

裏 面

領 収 済 通 知 書 (控)

納 入 者 住所氏名		年度		事業会計		股	
番号							
款 目		項 目		金 額		円	
				百 万	千		
金額							
ただし、							

副 込 カ ー ド

第二十五号様式中「第25号様式」を「第25号様式(第19条、第32条、第66条関係)」に改める。

第二十六号様式中「第26号様式」を「第26号様式(第33条、第66条関係)」に改める。

第二十七号様式中「第27号様式」を「第27号様式(第30条、第66条関係)」に改める。

第二十八号様式中「第28号様式」を「第28号様式(第26条、第66条関係)」に改める。

第二十九号様式中「第29号様式」を「第29号様式(第17条、第31条、第66条関係)」に改める。

第三十号様式中「第30号様式」を「第30号様式(第37条、第66条関係)」に改める。

第三十一号様式中「第31号様式」を「第31号様式(第48条、第66条関係)」に改める。

第三十二号様式中「第32号様式」を「第32号様式(第54条、第66条関係)」に「異動」を「移動」に改める。

第三十三号様式及び第三十四号様式を削る。

附 則

この企業管理規程は、昭和五十年四月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】